

国際環境協力をめぐる状況の変化と課題

1. 途上国で広範な環境問題への対応が必要となってきたこと

(途上国も地球環境問題への対応が求められている)

- 気候変動枠組条約、京都議定書、バーゼル条約、POPs 条約等を締結した途上国の増加(義務の発生)。途上国での高い CO₂ の伸び等。アジェンダ21の作成と実施等。持続可能な開発(SD)に向けた行動。

(経済のグローバル化と相互依存関係で、適切な環境対応が求められている)

- グローバル化による市場の緊密化。グローバル企業の進出による環境社会影響。東アジアの経済発展による相互依存関係の形成と、環境面での相互影響関係の増大。
- WTO の加盟など貿易と環境への対応、特に FTA などで貿易上の環境条件の調和を図っていくことが必要。

(途上国の経済成長と格差の発生)

- 経済発展した途上国と貧困に喘いでいる途上国に分離。中所得国における産業公害、都市環境問題の発生。低所得国での貧困と環境のジレンマ。
- アジアでは被援助国から卒業した国、南南協力を開始している国、依然として最貧国である国がある。また中国のように沿海部と内陸部との大きな所得格差が生じている国もあり、途上国といつても発展段階が多様である。

(地域紛争などへの対応)

- 自然資源管理に関連して紛争が生じていることもあり、適切な自然資源管理が紛争予防の観点から重要。紛争後の環境関連インフラ・組織の復興も必要。

2. 途上国での環境問題への対応への課題は、法制度、組織、人材、資金の確保

- 複雑・多様な問題に直面。SD への取り組み。
- 特に多数の国際環境条約への対応が求められているが、人材、知識、体制、制度、資金面が課題となっている。
- 環境管理能力の向上が喫緊の課題。

3. これまでの国際環境協力からの質的転換が求められている

(ODA 大綱の見直し)

- 前 ODA 大綱が閣議決定された後、10 年間を経過し、グローバル化の進展に伴い、途上国の開発が国際社会の課題としてますます重要となり、「持続可能な開発」、「貧困削減」、「人間の安全保障」等の新たな分野、さらには国連が定めた「ミレニアム開発目標」等が ODA をめぐる議論の重要な柱となった。
- 我が国では、厳しい経済財政状況の下、ODA の戦略性、機動性、透明性、効率性の確保が一層求められ、ODA への幅広い国民参加が一層求められている。
- このような変化を踏まえ、ODA 大綱の見直しが行われた(2003 年)。
- 新 ODA 大綱の特徴: 地域別にはアジアを重視/開発アプローチでは、経済成長を通じた貧困削減と人づくりや制度づくりを重視/途上国の自助努力(オーナーシップ)を尊重/国の経験やノウハウを活用/ミレニアム開発目標(MDGs)を始めとした国際的な開発目標の実現重視/地球的な規模での問題を重点課題の一つと特定。
- 従来:個別案件への専門家派遣、資金協力、技術協力等の実施が中心。
今後:要請主義から政策対話重視・戦略的な課題選択。政策対話の面で包括的アプローチ(法制・制度、国・地方自治体の組織、人材、民間、NGO、経済の全体を含む)が必要。

(ODA における環境重視)

- 前 ODA 大綱で環境問題を援助の重点課題とし、ODA 中期政策においても環境保全を重点課題に掲げ、2002 年 8 月 WSSD の機会に既存 ISD を改め、環境協力の理念・方針・行動計画を示した EcoISD を策定し、途上国の「持続可能な開発」の実現に向けた努力を積極的に支援。

(従来の環境 ODA では十分対応していない領域で多様な取組みが進展)

- 環境政策対話の進展・多様化: 地域フォーラムでの協力/国際機関への協力/二国間協力。
- 環境省等によるワークショップ、セミナーの実施、指針やマニュアルの作成等。国立環境研究所等を通じた途上国の研究者との共同研究等。
- 地域環境管理メカニズムの推進(例: 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク、北西太平洋地域海行動計画等)、環境協力を進める基盤の整備、地方自治体・企業・NGO 等様々な主体の環境協力の進展。
- 地球・地域規模での環境問題の広がりに伴う政策領域、東アジア地域での環境管理メカニズムなどの必要性。

(環境協力での問題)

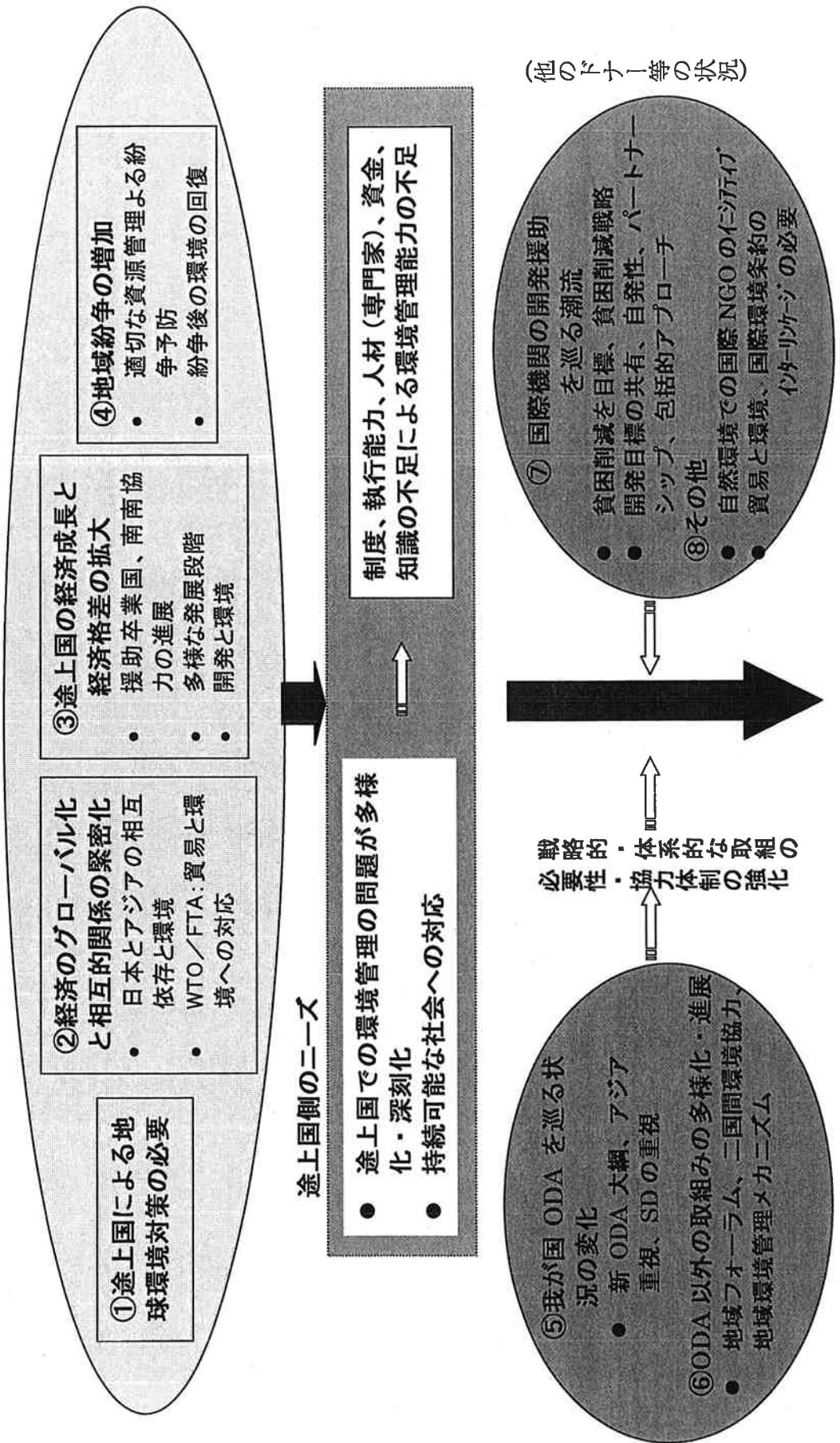
- 個別アプローチのみでは効果的ではなく、国別の援助戦略に環境問題を織り込んでいくことが重要。さらに、例えば、産業公害に関しては直接規制のみではなく、それを補完する経済的手法も併せて重視することが必要。
- 国際環境協力に関わる人材不足が指摘されており、人材の育成が必要。

4. 国際援助機関での開発援助を巡る潮流への考慮が必要

- 欧米主要援助国における ODA の増額の動き/ミレニアム開発目標(MDGs)の設定。
- 開発戦略を巡る新たな潮流: 開発目標の国際的な共有化、改革プロセスにおける途上国自身の主体性(オーナーシップ)を持った取組みと、当該国の実情に即した支援内容が重要、開発援助が有効となるためには良好な経済政策・制度環境が不可欠。
- 世銀: 「貧困の無い世界」の実現を目指として設定、その実現のため「包括的開発の枠組み」(CDF) 提唱(適切なマクロ経済政策、構造的側面、人的側面、物理的側面、特定分野における戦略についても同等に検討する包括的な枠組)し、その実行のため各国別の援助戦略(CAS)を作成するとともに、各国自身に「貧困削減戦略報告書(PRSP)」の作成を義務付けして、援助の有効化を図っている。
- 途上国のオーナーシップ、賢明な政府が前提。包括的アプローチ必要。
- 多数の国際環境条約があるが、条約間の連携が不十分であり、グローバル・ガバナンスも課題になっている。
- 特に自然環境の分野では、国際的な NGO がイニシアチブを持って国際条約等に関わっており、その役割を重視する必要がある。

課題と変化の状況による力をめぐる環境協力の国際

(途上国の状況)



(国内の状況)

